

矢部川学識者懇談会 について

平成26年9月29日

国土交通省 九州地方整備局

筑後川河川事務所

1. 整備計画内容の点検を継続的に実施する

- 流域の社会情勢の変化、地域の意向
- 事業の進捗状況及び見直し
- 河川整備に関する新たな視点（地震津波対策等） など

2. 整備計画変更の必要性が生じた場合に変更原案に対して意見を伺う

3. なお、内容の点検の中において、3年に一度実施する事業再評価（継続や見直し等）や事業完了後5年以内実施する事後評価についての意見を伺う

1. 事業再評価の目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、**事業採択後一定期間を経過した事業等の評価を行い、必要に応じ、その見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。**

2. 事後評価の目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、**事業完了後の事後評価を行い、事業の効果、環境の影響等の確認を行い、必要に応じ、適切な改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映することを企図するものである。**

3. 事業評価監視委員会

事業評価の実施主体の長は、再評価、事後評価に当たって**事業評価監視委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。**

4. 懇談会の位置付け

河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、**事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。**

矢部川水系河川整備計画の点検・変更等

		H24	H26	H27	H28	備考
計画の 点検	点検		●	⊙	⊙	事業評価に合わせて実施
	事業 評価		●	⊙	⊙	事業評価に合わせて実施
計画の 策定・変更	策定	●				
	変更		(必要な場合に変更を実施)			集中的に開催



矢部川学識者懇談会

- 平成23年1月～平成23年11月まで開催
 - 計6回開催(当時)
- 平成26年9月に設置
 - 点検に関しては事業評価に合わせて実施
 - 計画を変更する際は集中的に開催